

Ⅲ 給与

職員の給与は、国公法上、法律に基づき定められることとされ（給与法定主義）、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされています。このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っています（情勢適応の原則）。

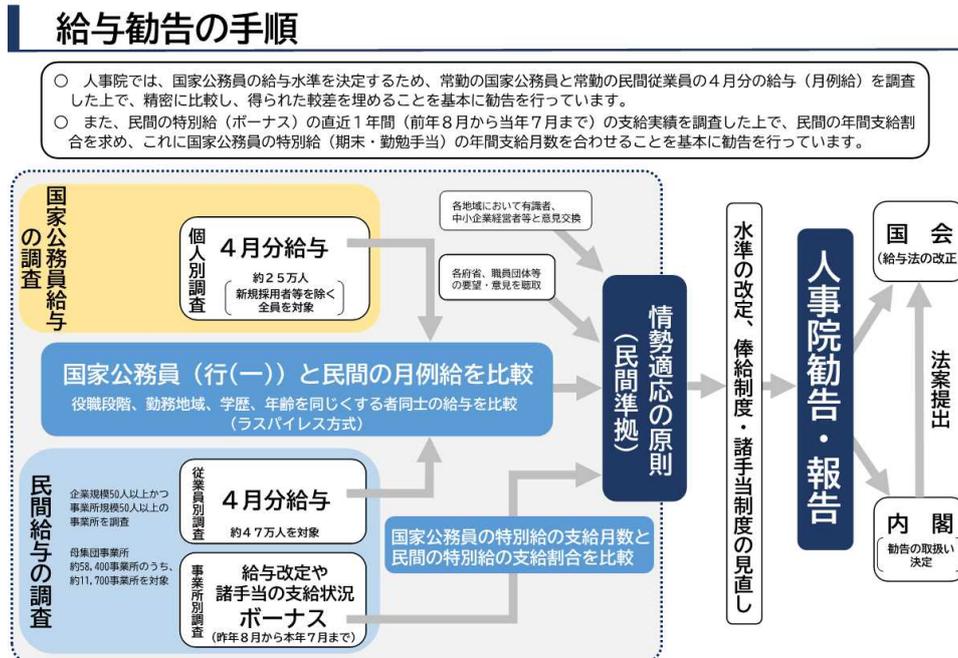
当事務所では、上記勧告の基礎資料となる国家公務員給与及び民間企業の給与の実態を把握するための調査等を実施するとともに、給与制度の適正な運用を図るため、各種研修会及び給与簿監査を実施し、また、日常の制度照会等を通じて各機関における給与実務の指導を行っています。

1 給与勧告

人事院の給与勧告は、国家公務員が民間企業の勤労者と異なり、争議権などの憲法で保障された労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を果たすものです。

そのため、民間給与と国家公務員給与との精密な比較（ラスパイレース方式）を基に給与水準及び制度について勧告を行っています。給与勧告の手順は次のとおりです。

《給与勧告の手順》



給与勧告の仕組み

(人事院 HP「令和6年人事院勧告」より)

(1) 職種別民間給与実態調査

人事院では、公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、職種別民間給与実態調査を実施しています。

令和6年は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国で約58,400事業所から無作為に抽出した約11,700事業所を対象に、令和6年4月22日から6月14日の間に実施しました。

このうち、当事務所では、沖縄県人事委員会とともに、管内128事業所を対象に調査を実施しました。

(2) 人事院勧告説明会

人事院は、令和6年8月8日、国会及び内閣に対し国家公務員の給与についての勧告を行いました。(参考1、2)

当事務所では、この勧告及び意見の申出の趣旨、内容の周知を図ることを目的として説明会を開催しました。

開催日	実施方法	参加者
8. 9	対面	(職員団体) 2団体2人

(3) 改正給与法等説明会

政府は、給与関係閣僚会議を令和6年8月8日及び11月29日に開催して給与勧告の取扱いを協議し、同年11月29日の閣議決定において勧告どおり実施することを決定しました。また、同年12月9日、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第216回国会に提出されました。同法案は、同国会において成立し、同年12月25日に令和6年法律第72号として公布されました。当事務所では、各機関の担当者を対象に、改正内容の周知及びその適正な運用を図ることを目的として説明会を開催しました。

開催日	実施方法
12. 25	オンライン

2 給与実務担当者研修会

各機関の担当者を対象に、給与制度の周知徹底及び給与事務の適正、適切な運用を図ることを目的として研修会を実施しました。

内容・対象者		開催日	実施方法	参加者
講義方式 (実務経験年数が 概ね1年未満)	諸手当関係	8. 21~22	オンライン	20 機関 40 人
	給与の支給関係	8. 22	オンライン	20 機関 27 人
	俸給の決定関係	8. 23	オンライン	12 機関 13 人

3 給与簿監査

各機関の職員の給与を検査し、必要に応じて是正、指導等を行い、職員の給与の支給及びその記録が法律、規則又は人事院指令等に適合して行われることを確保することを目的として実施しています。令和6年度は、当事務所管内に所在する15機関を対象に実施しました。